第８回　福井市文化会館整備基本構想・基本計画策定委員会

日時　平成３０年１月１７日（水）午前９時３０分～
場所　福井市役所　本館８階　第３委員会室

議　事　次　第

１　開会

２　協議事項

福井市文化会館整備基本計画（答申案）について

３　今後のスケジュールについて

平成３０年１月２２日　市長答申
２月中旬　　パブリック・コメント実施
３月下旬　　基本計画　策定

４　その他

５　閉会

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）

わたくしたちは　不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため　力をあわせ　不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成26年4月～平成31年3月）

1　すすんで　親切をつくし 愛情ゆたかなまちを　つくりましょう	とどけよう　明るいあいさつ　感謝のことば
2　すすんで　健康にこころがけ 明朗で活気あるまちを　つくりましょう	みんな仲よく健康で　心も体もすこやかに
3　すすんで　くふうをこらし 清潔で美しいまちを　つくりましょう	とりくもう　わが家とまちの　美化運動
4　すすんで　きまりを守り 安全で住みよいまちを　つくりましょう	まなびあおう　家庭の防犯　地域の防災
5　すすんで　教育を重んじ 清新な文化のまちを　つくりましょう	わがまちふくい　まなんで知って　誇りを持とう

（昭和３９年6月２８日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

福井市文化会館整備基本計画（答申案）

目　　次

１．　はじめに　１

２．　将来像と基本理念　３

（１）　将来像

（２）　基本理念

３．　役割　４

４．　建設予定地　５

（１）　再整備の方向性～建設予定地の選定

（２）　東公園の概要

５．　施設計画　８

（１）文化会館の新たな位置付けと整備に関する考え方

（２）施設の構成

（３）全体施設規模

６．　事業・運営に関する考え方　１７

（１）　自主事業

（２）　貸館事業

（３）　運営の基本方針

（４）　運営主体

７．　整備スケジュール　１８

１．はじめに

福井市文化会館は、昭和43年の開館以来、音楽や演劇などの優れた文化芸術に触れる場として、また、市民文化祭や連合音楽会など各種発表の場として、多くの市民に親しまれてきました。

しかしながら、開館から50年近くを経て、施設や設備の老朽化が著しくなってきていることに加えて、耐震性能の不足やバリアフリー環境の不備、施設や舞台の使い勝手、管理上の不具合、公共交通アクセス、安全性や利便性に関する課題への対応が必要となっています。

また、社会経済情勢の大きな変化により、文化芸術に期待される役割も、舞台芸術の振興から社会的包摂機能、活力ある地域社会づくりへの貢献まで、大きく広がっています。

文化会館を取り巻く環境は大きく変化し、その役割や位置付けを見直す必要が出てきたことから、平成28年度に再整備に向けた基本構想を策定しました。

そして、平成29年度は、基本構想に基づいて建設予定地や施設の内容等について具体的な検討を行い、基本計画を策定しました。

〔福井市文化会館開館後の劇場・ホールに関連する主要な法制度の動き〕

昭和 43 年	(1968 年)	福井市文化会館開館
昭和 56 年	(1981 年)	建築基準法改正（新耐震基準）
平成 6 年	(1994 年)	ハートビル法施行 （高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律）
平成 13 年	(2001 年)	文化芸術振興基本法制定
平成 18 年	(2006 年)	バリアフリー新法（ハートビル法廃止）
平成 24 年	(2012 年)	劇場・音楽堂等の活性化に関する法律制定
平成 27 年	(2015 年)	劇場・音楽堂等の活性化に関する法律　第４次基本方針 （劇場・音楽堂等の活性化を図り、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする文化芸術の振興に関する基本的な方針）
平成 29 年	(2017 年)	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（文化芸術基本法）

〔上位・関連計画における文化政策・施策〕

・第七次福井市総合計画〔計画期間：平成29年度～33年度〕

将来都市像　：「みんなが輝く　全国に誇れる　ふくい」

施　策　　：【郷土の文化や歴史、自然を活かした個性的で魅力あるまちをつくる】

〇市民の誇りとなる文化芸術を振興する

・子どもから大人まで身近に文化芸術に触れ、創作活動に参加できるよう、市民や各種団体の文化芸術活動を支援します。

・人材育成や環境の充実、魅力ある企画展の開催などを通して、市民が誇りを持てる文化芸術を振興します。

・福井市教育に関する大綱〔計画期間：平成29年度～33年度〕

方　針　　：「市民の文化芸術活動を支援し、優れた文化芸術に触れる機会をつくる」

施策の方向性：「子どもから大人まで身近に文化芸術に触れ創作活動に参加できるよう、市民や各種団体の文化芸術活動を支援します」

「文化芸術活動の拠点である文化会館を中心に、担い手の育成と伝統文化や舞台芸術に触れることができる機会の充実を図ります」

・福井市文化芸術振興ビジョン〔平成19年度策定〕

テーマ　　：“「まず参加　広く発信　未来へ継承」をモットーに文化芸術活動を通じた人づくり”

“誰もがいつでもどこでも文化芸術を楽しむことができるまちづくり”

施　策　　：「文化芸術環境の充実」、「子どもたちの文化芸術活動の推進」、「文化遺産の保存・継承・活用の支援」、「文化芸術活動の担い手育成の支援」、「文化芸術活動の交流と発信の促進」

２．将来像と基本理念

（１）将来像

福井市文化会館は、福井市の文化振興の拠点・文化芸術のシンボルとして、市民が優れた文化芸術を享受する場であるとともに、日頃の文化芸術活動やその成果を発揮する晴れの場を目指していきます。

さらに、文化活動を通じた市民の交流の場や、文化芸術が持つ観光・産業など幅広い分野への波及効果を活かした地域活性化の拠点の形成を目指していきます。

《文化会館の将来像》

- 多くの人々が質の高い文化芸術を享受します。
- 多くの人々が文化芸術を介して時間と場所を共有し､様々な交流を生みだします。
- 多くの人々が郷土の文化芸術や伝統文化に接することで、豊かな創造性や感受性を育み、ふるさとへの誇りを醸成します。
- 多くの人々がさまざまな形で文化芸術を体験し、より高いレベルを目指して練習し、発表、発信します。
- 文化芸術が持つ幅広い分野への波及効果が活かされ、地域コミュニティの活性化と地域の発展を支えます。

（２） 基本理念

福井市文化会館の将来像を見据え、基本理念を次のように定めます。

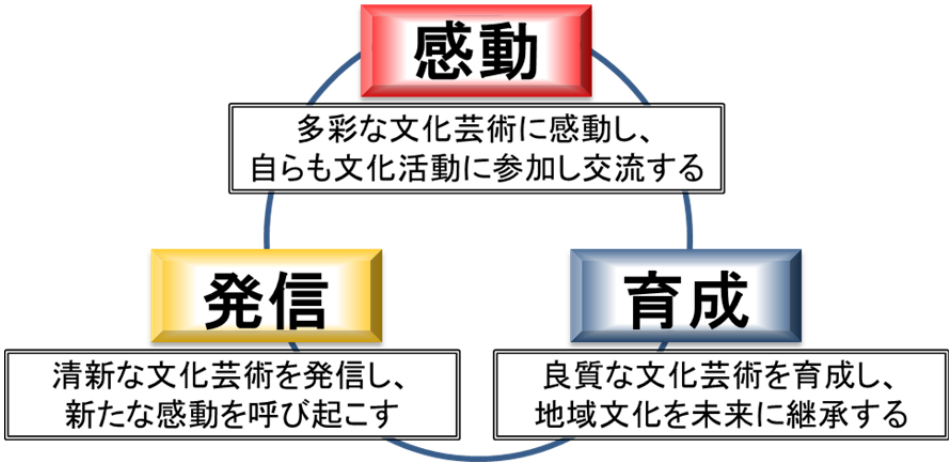

３．役割

福井市文化会館は、基本理念に基づき、以下に示す役割を担う施設とします。

①鑑賞の場（鑑賞機能）

子どもから大人まで身近に文化芸術に親しみ楽しむ機会を広く提供し、市民が豊かさを実感できる施設とします。利用者が快適に鑑賞できるよう質の高い本物の環境を整え、出演者・企画者が多彩で良質な公演を行えるよう配慮します。

②交流と活動の場（交流機能）

世代を超えて「仲間がいつも集まる場」を目指し、新たなコミュニケーションやネットワークが芽生える施設とします。

社会的に孤立した高齢者、障がい者、青少年などに対して文化活動への参加・参画を促し、文化芸術を通して社会参加のきっかけが得られるような「社会的包摂」（※）の機能を備えた施設とします。

③創造支援・人材育成の場（創造機能）

日常的な創作活動の場であると同時に、その成果を披露できる晴れの場とし、文化芸術の創造と発展を支える施設とします。また、専門家などの協力を得て劇場・ホールを支える人材を養成します。

④地域文化の継承と活用（継承機能）

郷土芸能など地域に根ざす文化を積極的に活用し価値を再発見することで、地域文化の持続的な発展を支援する施設とします。

⑤文化情報の収集と発信（情報機能）

文化団体の紹介や文化活動の魅力、各種イベント・企画の広報など、幅広い文化芸術の情報を発信する施設とします。また、各地の最新の文化芸術情報を受け取ることができる情報拠点とします。

⑥人が集まる場（集客機能）

気軽に文化芸術に触れることのできる誰でも立ち寄りやすい施設とします。交流人口を増やし、新しい人の流れが生まれることで、まちのにぎわいにつなげます。

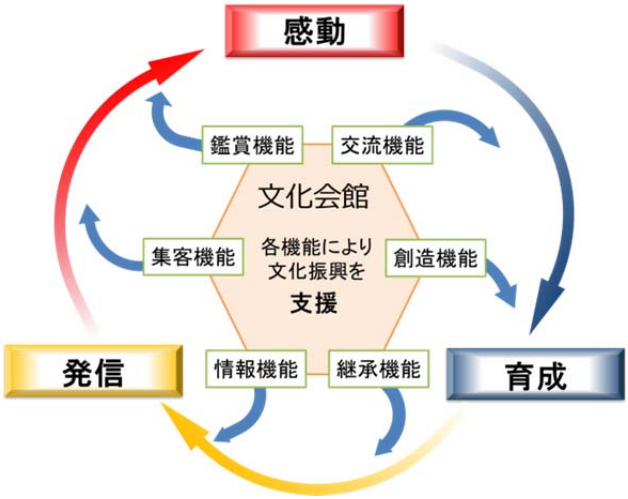

※社会的包摂：ここでは、「子ども・若者、高齢者、障がい者、在留外国人などの社会参加のきっかけづくりの一助を、文化芸術を通して担うこと」とします。

４．建設予定地

（１）再整備の方向性～建設予定地の選定

福井市文化会館整備基本構想において、文化会館の整備に際して、移転新築を含む「建替」による再整備を基本とすることと定めました。

そして、具体的な候補地として、市有地（現在の文化会館敷地を含む）や民有地を比較検討した結果、公共交通でのアクセスが良好で利便性が高く、周辺に都市機能が集積し、さらに既存施設との連携により魅力的な空間形成やまちづくりへの展開が期待できる「福井市東公園」を建設予定地として決定しました。

（２）東公園の概要

福井市文化会館の建設予定地とした福井市東公園はＪＲ福井駅の南方約 500m に位置し、東口駅前広場から木田橋通りや城の橋通りを経て徒歩により容易にアクセスできます。停留所からも近く、バスによるアクセスも可能です。

また、福井駅周辺は福井市の中心市街地で、行政施設をはじめとした業務施設、商業施設、飲食宿泊施設、会議集会施設等、福井市の都市機能が集積しており、東公園はこれらの諸機能との連携可能な位置にあります。

福井市立地適正化計画においても、東公園は都市機能誘導区域内にあり、この区域ではまちなかのにぎわいを生み出す商業施設や行政サービス施設、そして教育文化施設の立地誘導を図ることとしています。

なお、東公園は都市公園として都市計画決定されており、地震時の指定緊急避難場所として位置付けられています。また、用途地域は第一種住居地域にあたり、文化会館の建設にあたっては、法令上の手続きが必要です。

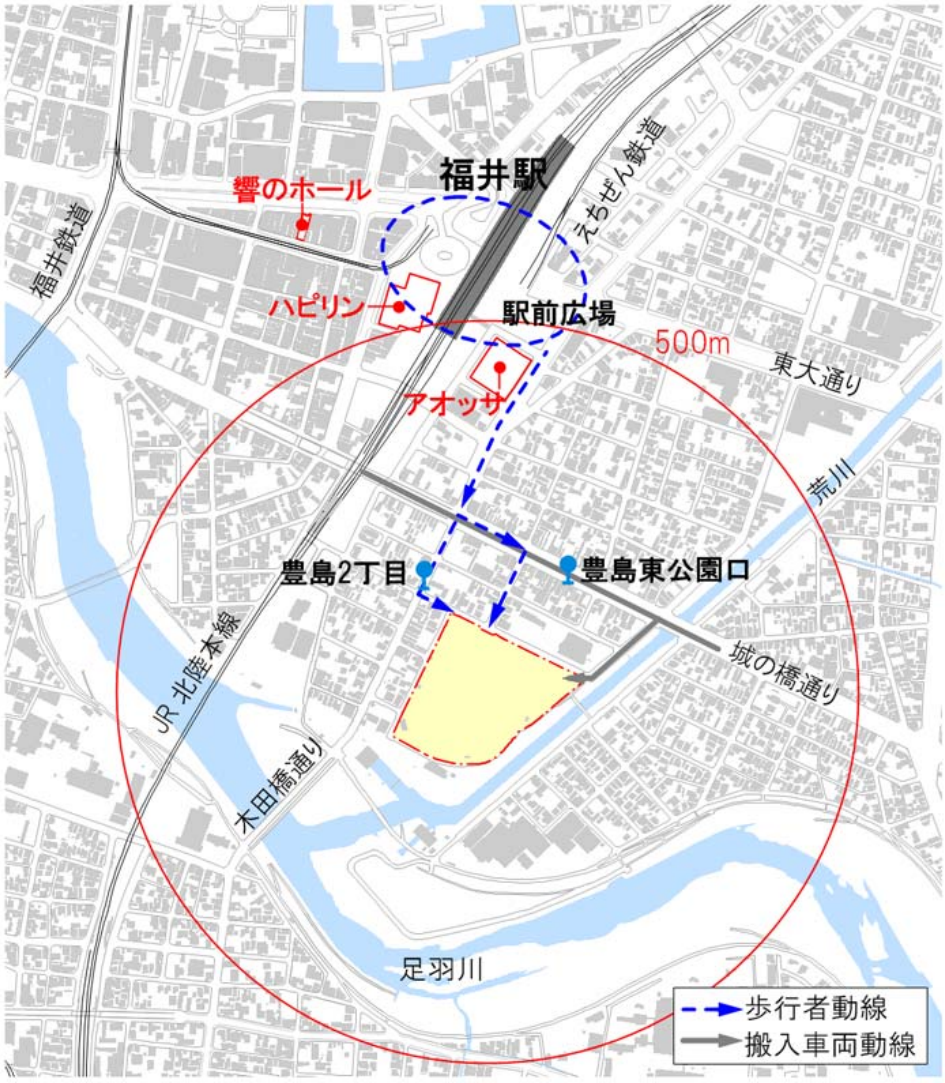

・所在地　　福井市豊島２丁目地係
・敷地面積　　31,008 ㎡（東公園面積）
・都市計画等　　第一種住居地域
　　運動公園（昭和 46 年　都市計画決定）
　　地震時指定緊急避難場所
　　都市機能誘導区域（平成 29 年 福井市立地適正化計画）
・周辺幹線道路　　城の橋通り、木田橋通り
・公共交通機関　　鉄道：福井駅（JR、えちぜん鉄道、福井鉄道）より約 500m
　　バス：豊島東公園口停留所　から約 150m
　　豊島２丁目停留所　　から約 70m

■東公園および周辺の現状

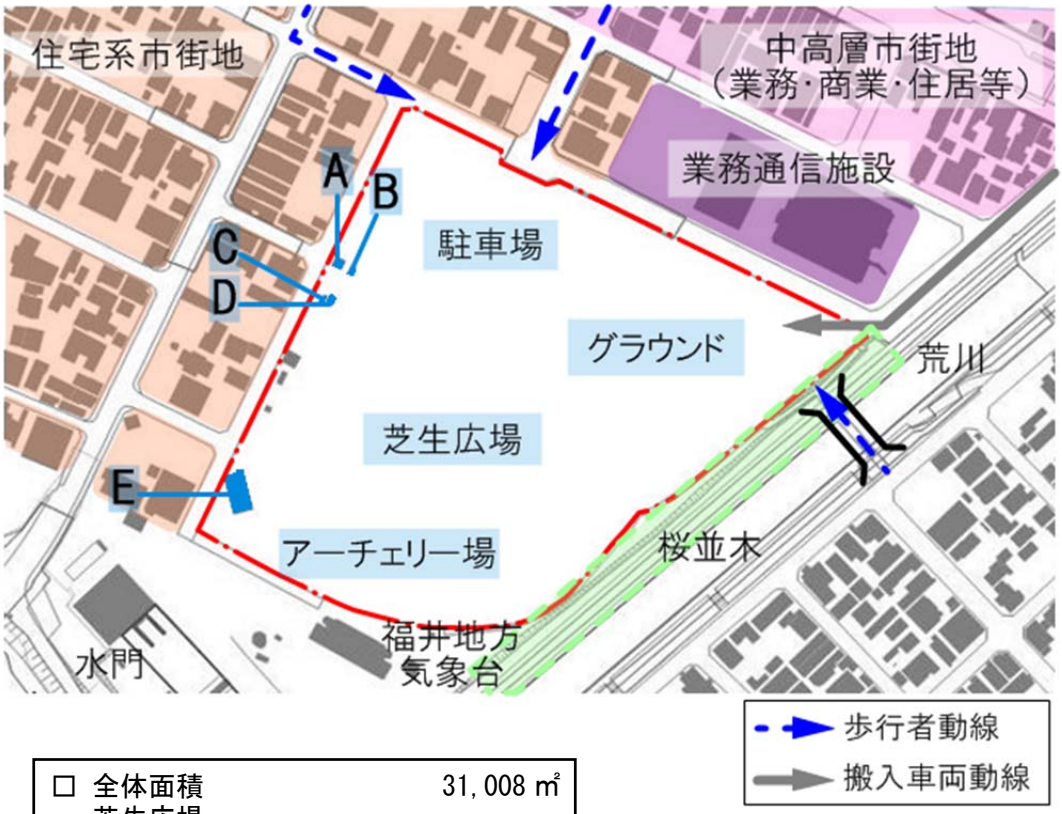

□ 全体面積　31,008 ㎡
・芝生広場
・グラウンド
・アーチェリー場
・駐車場：大型バス 6 台
　　普通自動車 37 台

□ 建築物

A:	便益施設 公衆トイレ	13㎡
B:	便益施設 公衆トイレ	7㎡
C:	管理施設 倉庫	5㎡
D:	管理施設 公園管理事務所	11㎡
E:	運動施設 ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ場	103㎡

５．施設計画

（１）文化会館の新たな位置付けと整備に関する考え方

新たな福井市文化会館については、基本構想の中で、『あらゆる市民が身近に文化芸術に触れ、創作活動に参加できるような環境を持つ施設』、『文化芸術が持つ教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野への波及効果を活かし、地域コミュニティの活性化と地域の発展を支える施設』として位置付けました。

東公園に整備するにあたり、公園との一体的な整備による魅力的な空間づくりを目指すこととし、以下の位置付けを新たに加えます。

『文化とみどりが融合する文化交流拠点』

また、施設整備については、次の項目に配慮します。

① 公園と調和した施設

公園の機能や役割を可能な限り確保するとともに、文化会館の交流・集客機能と公園の修景・休憩機能等を融合し、地域の活性化を目指します。

② 周辺環境への影響

公園周辺の住宅地に対して、来場者や車両による騒音や振動、建物による圧迫感や日影等の影響に配慮します。

③ 誰もが利用しやすい施設

建物のデザインからサイン、その他設備に至るまでバリアフリーに配慮し、子どもや高齢者、障がいのある人にとっても利用しやすい施設とします。

④ 機能的で効率のよい施設

必要な機能を満たしつつ、ひとつの部屋や空間を多用途に活用できるように配慮し、無駄のない効率的な施設とします。

⑤ 防災機能の確保

東公園は地震時の指定緊急避難場所として位置付けられており、文化会館整備後も防災機能を確保します。

⑥ JR 福井駅周辺からの歩行環境向上

福井駅および駅周辺施設と文化会館を結ぶ道路は、多くの文化会館利用者の通行が見込まれることから、良好な歩行環境を確保します。

（２）施設の構成

福井市文化会館は以下の機能を有する施設で構成します。

ア．大ホール関連機能
イ．小ホール関連機能
ウ．創造支援関連機能
エ．交流促進関連機能
オ．管理運営関連機能
カ．駐車場関連機能

ア．大ホール関連機能

市民文化団体による催しから大規模な興行まで、様々な利用に対応できる施設とします。

市民の文化創造活動の実践や優れた舞台芸術の鑑賞の場として、利用者が使いやすいホールとします。

舞台芸術に重点を置き、音楽での利用性能を向上させる技術を取り入れたホールとし、客席は音響効果や舞台の見やすさに配慮します。

舞台大道具や楽器等の搬出入動線、利用者の動線などに配慮し、利便性を高めます。

① 客席

- 客席数は 2,000 席程度、複数階で構成された段床の固定席とします。
- 催しの規模に応じて 1 階客席のみの利用、複数階客席での利用などができるよう配慮します。
- どの客席からも舞台が良く見える配置とし、臨場感を体感できる良好な鑑賞環境となるよう配慮します。
- 持込用音響調整卓や照明調光卓などが設置できるよう配慮します。
- 障がいのある人や親子での鑑賞に配慮します。

② 舞台

- 様々なジャンル、演目に対応できる十分なサイズの舞台を設けます。
- 舞台は音響反射板を設置し、観客への音響と演奏者自身への音響に配慮します。
- オーケストラピットや前舞台として利用できるオーケストラ迫りを設置します。
- 演技エリア：幅 18.0m（10 間）～14.5m（8 間）、奥行き 14.5m（8 間）程度
- 舞 台 面 積：上手、下手袖舞台の合計が演技エリアと同程度
- 舞 台 開 口：間口 18.0m（10 間）→クラシックコンサート時（音響反射板設置時）
  間口 14.5m（8 間）　→舞台芸術時
  高さ 9m以上　　→クラシックコンサート時、舞台芸術時、それぞれに適切な高さに対応できるよう配慮

- 想定舞台寸法

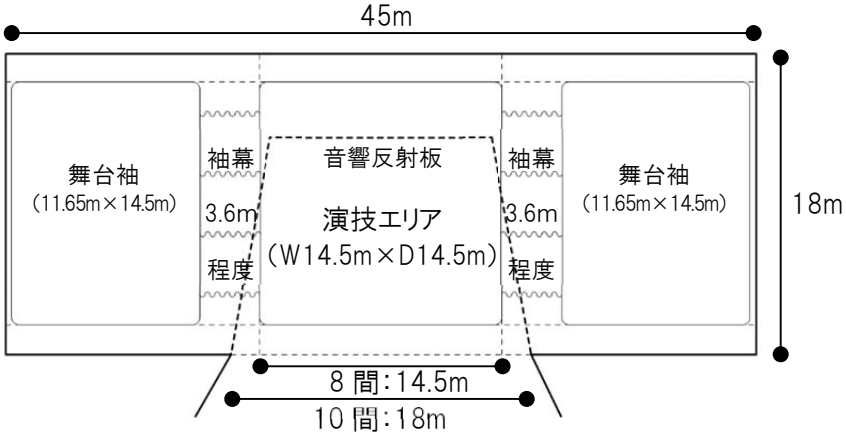

③ ホワイエ

- 観客が開演前や休憩時間に憩い、くつろげる空間とします。
- 主催者が利用できる控室を設けます。

④ 楽屋

- プロによる興行や多数の出演者に対応できる必要かつ十分な設備を備えた大・中・小楽屋を設けます。
- 技術スタッフ（※）（主催者）のための控室を設けます。
- 楽屋事務室、楽屋ロビー、シャワールーム、給湯室、楽屋倉庫等を設けます。

⑤ 搬入口

- 11tトラックなどの大型車両での搬出入に配慮します。
- 悪天候時や夜間の作業に対処するため、屋内で荷卸しができるよう配慮します。
- 舞台へのスムーズな搬出入が可能な動線を確保します。

⑥ 倉庫

- 大道具備品や舞台などで利用する音響・照明機材を収納するための舞台備品庫を、舞台に近い位置に設けます。
- 恒温恒湿に保つことのできるピアノ庫を舞台に近い位置に設けます。

※技術スタッフ　：　舞台装置、音響、照明、映像などの搬入・仕込み・本番・撤収までを担当するスタッフ

■大ホール関連諸室（想定）

部門	諸室	室数	面積(㎡)	備考
客席関係	客席(2,000 席)		1,600	1 席当たり 0.8 ㎡
	オーケストラピット	1	90	演奏面までの動線と客席収納庫が必要
	多目的鑑賞室 (※1)	1	20	
ホワイエ関係	ホワイエ		1,200	1 人当たり 0.6 ㎡ 主催者控室(※2)を設置
	客用トイレ		340	法的数量以上の便器数を確保
舞台及び舞台裏	舞台		810	18m×45m PW=18m(10 間)
	舞台設備機械室	1	200	
	搬入ヤード	1	100	
	舞台備品庫	1	100	
	ピアノ庫	1	30	
技術諸室	調光・音響操作室		80	
	投光室		130	フロントサイド室 シーリングスポット室 フォロースポット室 等
楽屋関係	楽屋	12	380	小楽屋:20 ㎡×4 室 中楽屋:30 ㎡×6 室 大楽屋:60 ㎡×2 室
	技術スタッフ控室 (※3)	1	20	
	楽屋ロビー	1	20	舞台と楽屋の間に配置
	楽屋事務室	1	20	楽屋通用口に設ける
	楽屋トイレ／シャワー		60	
	楽屋備品倉庫	1	10	
	給湯室	1	10	
	洗濯室	1	10	
計			5,230	

※1 多目的鑑賞室　：　障がいのある人や親子での鑑賞ができるように防音設備を備えた鑑賞室

※2 主催者控室　：　チケット販売の準備やスタッフの待機場所として利用

※3 技術スタッフ控室　：　主催者側の技術スタッフの待機場所として利用

イ．小ホール関連機能

市民の文化創造活動の実践の場所として、市民が使いやすいホールとします。

大ホール同様、舞台芸術に重点を置き、音楽での利用性能を向上させる技術を取り入れたホールとし、客席は音響効果や舞台の見やすさに配慮します。

舞台大道具や楽器等の搬出入動線、利用者の動線などに配慮し、利便性を高めます。

① 客席

- 客席数は 600 席程度とします。
- 移動観覧席を検討し、規模に応じた利用ができるようにします。
- どの客席からも舞台が良く見える配置とし、臨場感を体感できる良好な鑑賞環境となるよう配慮します。
- 障がいのある人や親子での鑑賞に配慮します。

② 舞台

- 様々なジャンル、演目に対応できる十分なサイズの舞台を設けます。
- 舞台は音響反射板を設置し、観客への音響と演奏者自身への音響に配慮します。
- 演技エリア：幅 14.5m（8 間）～10.8m（6 間）、奥行き 10.8m（6 間）程度
- 舞 台 面 積：上手、下手袖舞台の合計が演技エリアと同程度
- 舞 台 開 口：間口 14.5m（8 間）→クラシックコンサート時／舞台芸術時
  高さ 7.2m程度　　→クラシックコンサート時、舞台芸術時、それぞれに適切な高さに対応できるよう配慮
- 想定舞台寸法

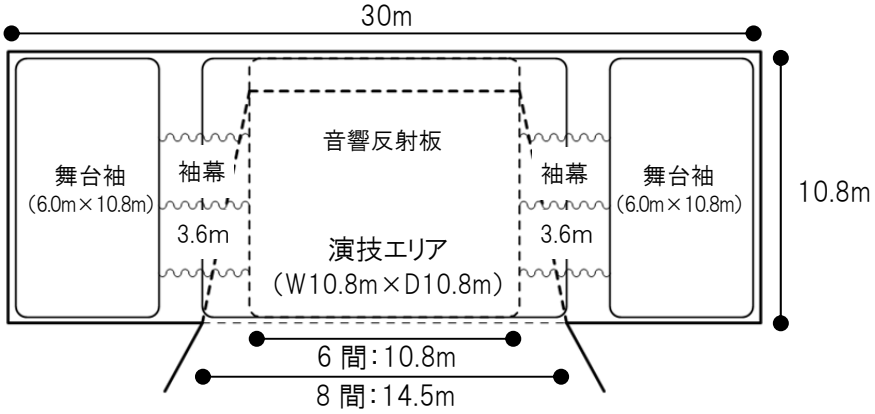

③ ホワイエ

- 観客が開演前や休憩時間に憩い、くつろげる空間とします。
- 主催者が利用できる控室を設けます。

④ 楽屋

- 必要かつ十分な設備を備えた大・中・小楽屋を設けます。
- 技術スタッフ（主催者）のための控室を設けます。
- 楽屋事務室、楽屋ロビー、シャワールーム、給湯室、楽屋倉庫等を設けます。

⑤ 搬入口

- 11tトラックなどの大型車両での搬出入に配慮します。
- 悪天候時や夜間の作業に対処するため、屋内で荷卸しができるよう配慮します。
- 舞台へのスムーズな搬出入が可能な動線を確保します。

⑥ 倉庫

- 大道具備品や舞台などで利用する音響・照明機材を収納するための舞台備品庫を、舞台に近い位置に設けます。
- 恒温恒湿に保つことのできるピアノ庫を舞台に近い位置に設けます。

■小ホール関連諸室（想定）

部門	諸室	室数	面積(㎡)	備考
客席関係	客席(600 席)		480	1 席当たり 0.8 ㎡
	多目的鑑賞室	1	20	
ホワイエ関係	ホワイエ		360	1 人当たり 0.6 ㎡ 主催者控室を設置
	客用トイレ		120	法的数量以上の便器数を確保
舞台及び舞台裏	舞台	1	325	10.8m×30m PW=14.5m(8 間)
	舞台設備機械室	1	100	
	搬入ヤード	1	80	
	舞台備品庫	1	100	
	ピアノ庫	1	30	
技術諸室	調光･音響操作室	1	30	
	各投光室		80	
楽屋関係	楽屋	5	160	小楽屋:20 ㎡×2 室 中楽屋:30 ㎡×2 室 大楽屋:60 ㎡×1 室
	技術スタッフ控室	1	20	
	楽屋ロビー	1	20	舞台と楽屋の間に配置
	楽屋事務室	1	20	楽屋通用口に設ける
	楽屋トイレ／シャワー		35	
	楽屋備品倉庫	1	10	
	給湯室	1	10	
	洗濯室	1	10	
計			2,010	

ウ．創造支援関連機能

市民の日常的な活動の場として、市民が利用しやすい部屋とします。

多数出演する催事の際の楽屋や、展示・発表の場としても利用できるよう、配置や設備に配慮します。また、それぞれ専用の倉庫を設けます。

なお、会議やワークショップを行う際は、以下に挙げる諸室を会議室として利用することを想定しています。

① リハーサル室

- 本番前のリハーサル利用や各種練習ができるよう、大ホール主舞台と同等の面積を確保します。
- ピアノなどの発表会や小規模な演劇公演、作品展示にも対応可能な音響照明設備等を設けます。
- 上記の発表等や大道具の仮組みにも利用できるよう、十分な天井の高さを確保します。
- 専用の更衣室を設けます。
- 音や振動に配慮した性能を確保します。

② 練習室

- バレエやダンス、演劇の他、合唱や吹奏楽、バンドなどの電気楽器も練習できる空間とします。
- 音や振動に配慮した性能を確保します。

③ アトリエ

- 自主事業や貸館利用の際に舞台大道具や小道具の制作ができる空間とします。
- 生け花など、水を必要とする文化芸術活動も可能な設備を設けます。
- 塗料や水などの使用を前提とした床材、床廻りを検討します。

■創造支援関連諸室（想定）

部門	諸室	室数	面積(㎡)	備考
創造支援関連	リハーサル室	1	360	W18m×D16m 倉庫(40 ㎡×1)、更衣室(30 ㎡):男女別
	練習室	7	400	大(80 ㎡×1)、中(40 ㎡×2)、小(30 ㎡×4) 各室倉庫＋共有収納倉庫合計:120 ㎡
	アトリエ	3	220	大(100 ㎡×1):分割可能、小(30 ㎡×2)、 各室倉庫合計:60 ㎡

エ．交流促進関連機能

市民が気軽に立ち寄れ、交流や憩いの場となるよう、福井の文化芸術に関する情報コーナーを設置するとともに、カフェ等の設置を検討します。また、共用部（階段／廊下など）にも交流スペース、ギャラリー機能を検討し、市民の来館を促します。

■交流促進関連諸室（想定）

部門	諸室	室数	面積(㎡)	備考
交流促進関連	情報コーナー	1	40	情報コーナー30 ㎡×1、倉庫 10 ㎡×1
	カフェ等	1	100	

※各種交流活動のためのスペースやギャラリー機能の面積に関しては、共用部において見込むものとします。

オ．管理運営関連機能

管理運営スタッフの執務スペースや利用者打合せの部屋、受付機能などを設けるとともに、訪れやすく開かれた施設事務室を整備します。

■管理運営関連諸室（想定）

部門	諸室	室数	面積(㎡)	備考
管理運営関連	施設事務室	1	220	事務室(100 ㎡×1)、応接室(30 ㎡×1)、事務控室(30 ㎡×1)、(20 ㎡×1) ロッカー(40 ㎡):男女別

カ．駐車場関連機能

市の条例に基づく附置義務台数を確保するとともに、施設管理者用、主催者用、搬入トラック用などの駐車場について検討します。

■　施設機能関連図

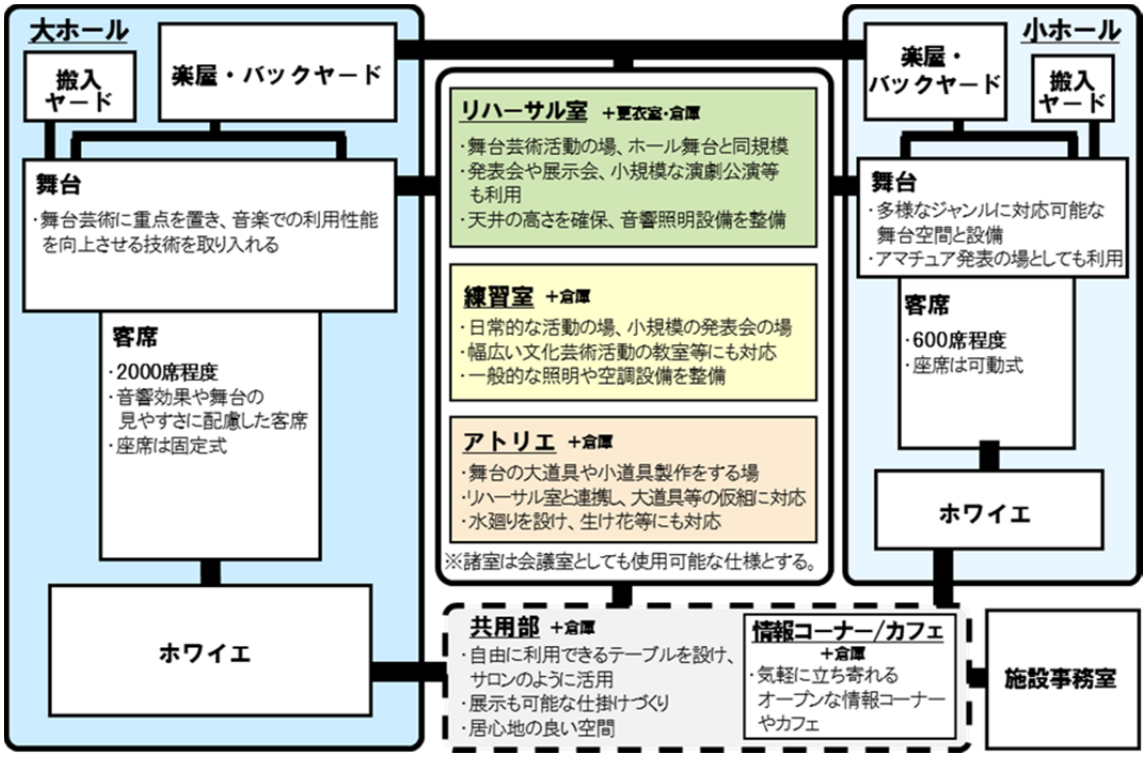

（３）全体施設規模

各諸室の想定面積を合計すると、福井市文化会館における想定延床面積は、約13,400 ㎡程度となります。

部門		想定面積(㎡)	備　考
ア. 大ホール関連		5,230	客席:2,000 席、舞台:間口 10 間×奥行 10 間、楽屋・ホワイエ等含む
イ. 小ホール関連		2,010	客席:　600 席、舞台:間口 8 間×奥行 6 間、楽屋・ホワイエ等含む
ウ. 創造支援関連	リハーサル室	360	W18m×D16m、倉庫、更衣室
	練習室	400	大 1、中 2、小 4、各室倉庫・共有収納庫
	アトリエ	220	大 1、小 2、各室倉庫
オ. 管理運営関連		220	事務室、応接室、事務控室、ロッカー
小計		8,440	
共用部 （エ. 交流促進関連）		2,950 （140）	小計×35%　階段・廊下の他に交流ｽﾍﾟｰｽ、ﾛﾋﾞｰ、ｷﾞｬﾗﾘｰ等 （情報コーナー、カフェ）
機械室		2,010	（小計＋共用部）×18%程度
延床面積		13,400	

６．事業・運営に関する考え方

（１） 自主事業

施設の運営者が主催または他団体との共催で実施する事業であり、基本理念や役割の具体化に向けて多様な自主事業を展開します。

芸術文化に関わる人や親しむ人を増やし、文化活動の底上げに寄与します。

ア．鑑賞事業
質の高い舞台芸術・コンサートを鑑賞する機会を市民に提供する事業

（例） ・プロの劇団・楽団等の公演　・有名な歌手のコンサート

イ．普及事業
ホールや市内各所で多様な文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への関心・理解を深める事業

（例） ・解説付きコンサート、公演後の出演者によるトーク会
・来場が困難な方（遠方居住、入院、施設入所等）のためのアウトリーチ（出前）事業

ウ．創造・育成事業
地元の芸術家や、舞台芸術関係者を育成する事業

（例） ・地元で活動する若い芸術家の演奏・展示
・プロによる楽器演奏の指導
・チケットもぎりや観客の誘導など施設運営面をサポートする市民組織の育成

エ．参加・交流事業
さまざまな交流機会を提供し、地域で暮らす・活動する人々と知り合い、多様な生き方・活動を知るための事業

（例） ・同じ活動をする人々との交流を促す音楽フェスティバル
・異なる活動をする人々との交流を促す文化祭
・市民発表のハレの場としての公演

■ 文化会館の役割と自主事業の関係イメージ

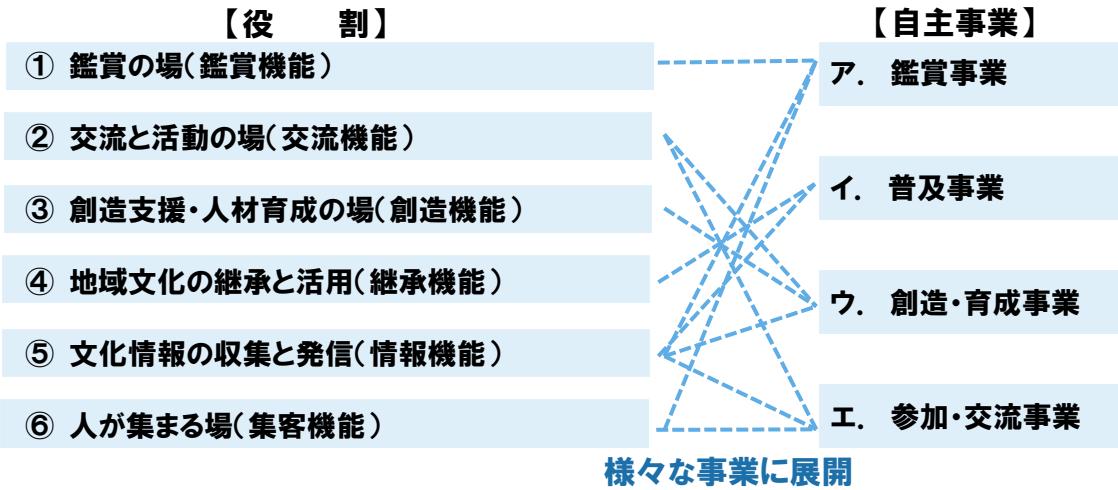

（２） 貸館事業

施設の借り手（市民やプロの団体）が主催する事業で、市民が良質な舞台芸術を鑑賞・体験する機会と捉えます。

市民が借り手として利用する際は、制作や技術などのアドバイス等を行い、本市の文化振興につながる充実した発表が行えるよう積極的に支援します。

（３） 運営の基本方針

基本理念の実現を念頭に入れ、基本方針を下記のとおりとします。

今後さらに検討を進めて、新しい文化会館にふさわしいルールのあり方を決めていきます。

- 開館時間

  現在の開館時間（9:00～22:00）を基本とし、利用時間の延長にも柔軟に対応できるよう検討します。

- 休館日

  年中無休を基本とし、施設メンテナンスなどは貸出利用がない日に実施するよう検討します。

- 利用区分

  ホール・楽屋などは午前・午後・夜間の区分利用とし、時間利用が望ましい諸室に関しては利用しやすい貸出時間の設定を検討します。

- 利用料金

  ホールの利用客席数に応じて利用料金を設定するなど、市民が使いやすく、活動しやすい料金設定を検討します。

  また、団体及び活動への減免については、市の将来像の実現を勘案して検討します。

（４） 運営主体

今後、市の現況や国の動向、ＰＦＩ方式導入の可能性などを踏まえ、新しい文化会館にふさわしい運営主体の検討を進めていきます。

７．整備スケジュール

現時点での整備スケジュールは、以下の通りです。

北陸新幹線の福井開業にあわせて平成３４年度の開館を目指します。

		ＰＦＩ方式の場合
平成 30 年度	設計者選定/基本設計着手	ＰＦＩ実施方針公告
平成 31 年度	基本設計完了/実施設計着手	事業契約
平成 32 年度	実施設計完了/建設工事着工	設計
平成 33 年度	建設工事	建設工事着工
平成 34 年度	建設工事竣工、開館	建設工事竣工、開館